

参考資料8-④

骨髓バンク団体傷害保険 (民間保険)関係資料

骨髓バンク団体傷害保険 保険の概要

1. 被保険者(保険の対象となる方)

骨髓バンクに登録された骨髓提供者のうち、骨髓の提供に同意した者

2. 保険の内容

被保険者が骨髓移植およびこれに関連した医療処置を行う目的で、自宅を出てから帰宅するまで(7日を限度)の傷害を包括的に補償(通常の傷害保険が対象とする交通事故等のみならず、骨髓移植等と相当因果関係のある傷害も補償)。

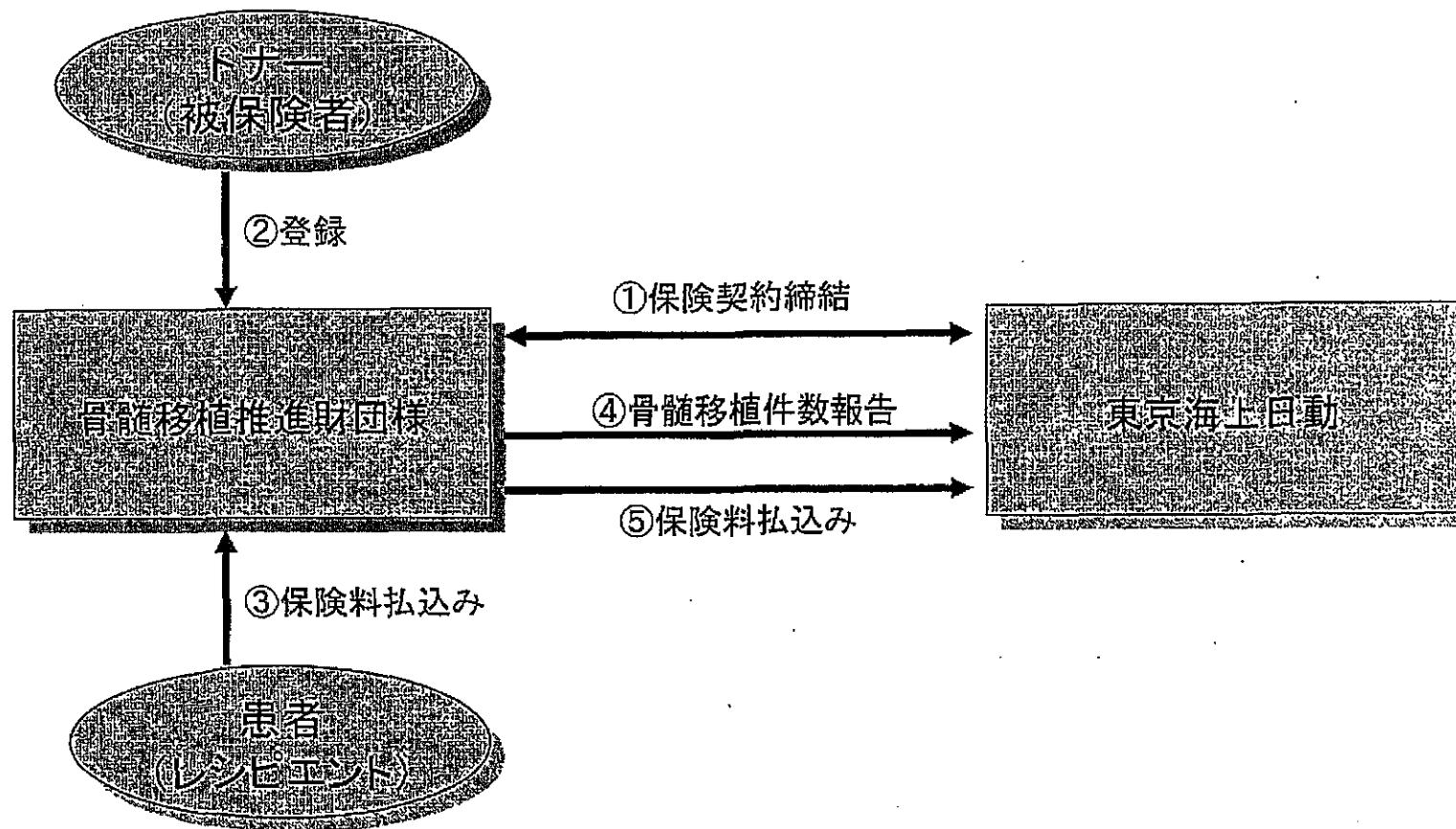
3. お支払いする保険金

死亡保険金	1億円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて上記金額の 3%~100%
入院保険金	1日あたり 10,000円
通院保険金	1日あたり 5,000円

4. 保険金支払い基準

保険会社での保険金支払い基準は、全て保険約款に基づいております。骨髓移植等に起因する傷害につきましては、医療機関からの証明書等をもとに、骨髓移植等と傷害との間に因果関係があると認められた場合に保険金をお支払いします。

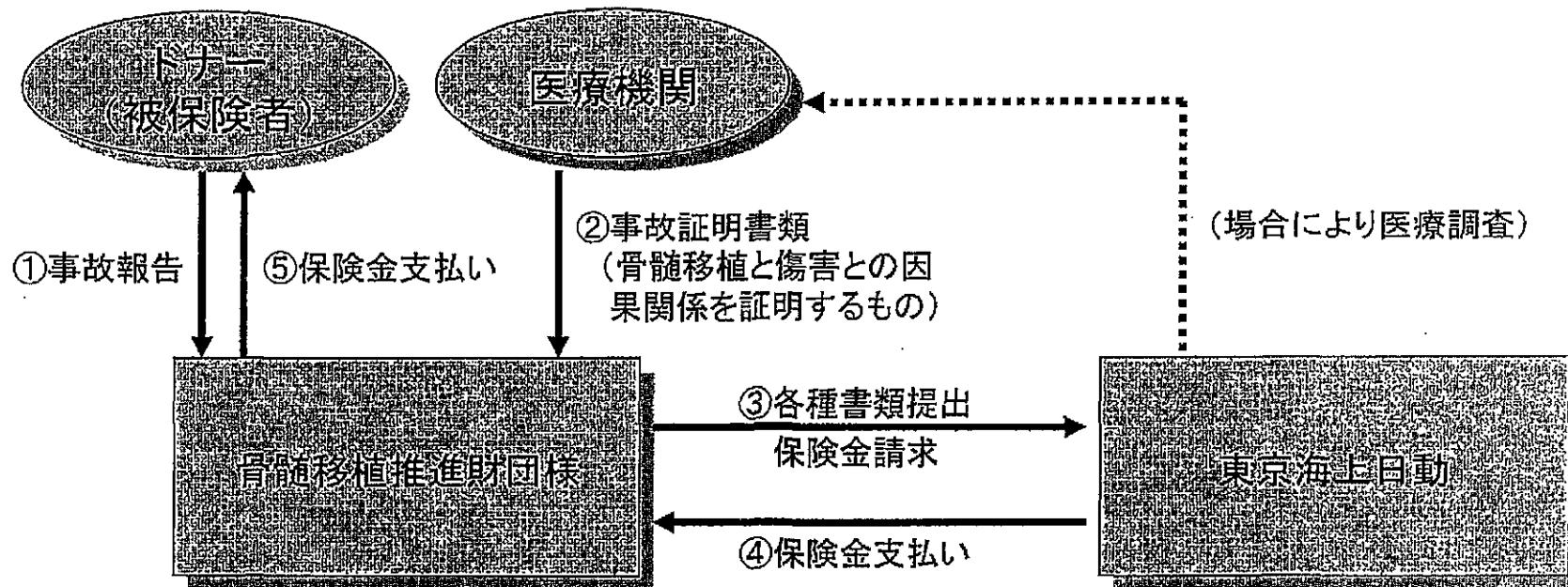
骨髓バンク団体傷害保険 契約事務フロー



骨髓移植推進財団様において以下のご対応をさせていただいております。

- ・被保険者(保険の対象となるドナー)の管理
- ・骨髓移植の際に、患者から保険料の受領
- ・保険会社へ骨髓移植件数の報告ならびに骨髓移植件数に応じた保険料の払込み

骨髓バンク団体傷害保険 事故対応フロー



骨髓移植推進財団様において以下のご対応をしていただいております。

- ・被保険者からの事故受付
- ・医療機関からの事故証明書類取付等、各種書類の取付
- ・保険会社への各種書類提出および保険金請求
- ・保険金受領および被保険者への保険金支払い

骨髓バンク団体傷害保険特約条項

第1条（当会社の支払責任）

- ① 当会社は、被保険者（保険証券記載の骨髓バンクに登録された骨髓提供者のうち、骨髓の提供に同意した者とします。以下同様とします。）が、次項に掲げる期間中に傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の傷害（この特約条項においては、保険証券記載の骨髓バンクに登録された骨髓受容者（以下「骨髓受容者」といいます。）に対する骨髓移植およびこれに関連した医療処置（以下「骨髓移植等」といいます。）によって生じた傷害を含みます。以下同様とします。）を被ったときは、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。
- ② 前項の期間とは、被保険者が骨髓受容者に対する骨髓移植等を行う目的で被保険者が居住する住居（以下この条において「住居」といいます。）を出てから次の各号のいずれか早い時までの期間をいいます。
- (1) 被保険者が住居に帰宅した時
(2) 被保険者が骨髓受容者に対する骨髓移植等を行う目的で住居を出た日の翌日から起算して7日目の午後12時
③ 前項の規定にかかわらず、被保険者の責めに帰すことのできない事由により同項第2号の時までに被保険者が住居に帰宅することができなかつた場合で、かつ、当会社が認めた場合には、第1項の期間とは、被保険者が骨髓受容者に対する骨髓移植等を行う目的で住居を出てから住居に帰宅した時までの期間とします。
- ④ 第1項に規定する骨髓移植に関連した医療処置には、次の各号に掲げるものを含みます。
- (1) 被保険者が骨髓の提供に同意した後、骨髓移植の準備として行う健康診断、自己血採血等の医療処置
(2) 骨髓移植手術後の経過をみるための健康診断等の医療処置。ただし、骨髓移植手術の日の翌日から起算して3か月以内に行われたものに限ります。
(3) 骨髓移植後、完全に治癒しなかつた骨髓受容者に対して行う献血または輸血等の医療処置。ただし、骨髓移植手術の日の翌日から起算して2年以内に行われたものに限ります。

第2条（保険金額等）

- ① 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額（以下「保険金額等」といいます。）は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者からの申出があり、当会社がこの申出を承認した場合には、同項の保険金額等を増額することができます。

第3条（暫定保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険契約締結と同時に、当会社の定める規定に従い骨髓移植の件数を基に計算した暫定保険料を払い込まなければなりません。
- ② 普通約款第2条（責任の始期および終期）第3項の規定は、前項の暫定保険料に適用するものとします。

第4条（被保険者および骨髓受容者の名簿）

- ① 保険契約者は、常に保険証券記載の骨髓バンクに登録された骨髓提供者および骨髓受容者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- ② 保険契約者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の閲覧を拒否したときは、当会社は、保険金を支払いません。

第5条（骨髓移植数等の通知および確定保険料の算出）

- ① 保険契約者またはその代理人は、保険契約終了後、遅滞なく、前条第1項の名簿に基づく保険期間中の骨髓移植数および第2条（保険金額等）第2項の規定により増額された保険金額等を、書面により、当会社に通知しなければなりません。
- ② 当会社は、前項の規定による通知に基づき確定保険料を算出し、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。

第6条（保険契約の解除）

普通約款第22条（保険料の返還一解除の場合）第2項の規定にかかわらず、保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社は、暫定保険料を返還しません。

第7条（普通約款の適用除外）

普通約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第4項、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）および第15条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更に関する通知義務）の規定は適用しません。

第8条（普通約款の読み替え）

- (1) この特約条項については、普通約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）第1項第5号を次のように読み替えて適用します。
- 「(5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、当会社が保険金を支払うべき骨髓移植手術および医療処置に起因するものについては、この限りでありません。」
- (2) この特約条項については、普通約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）第1項第6号を次のように読み替えて適用します。
- 「(6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき骨髓移植手術、医療処置および傷害の治療については、この限りでありません。」

第9条（普通保険約款との関係）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。